

全ト協発第582号(環・適)  
平成29年1月27日

各都道府県トラック協会会長殿  
地方貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関  
公益社団法人 全日本トラック協会  
会長 星野良平



## 道路運送法及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する 法律の施行について

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、別紙のとおり、平成28年12月16日付けで道路運送法及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律が公布され、平成29年1月16日付けで施行されました。本改正は、貨物自動車運送事業法第17条第2項が新たに追加されることに伴い、従前の第2項以降に項ずれが生じるため、今般関係通達についても形式的に改正されたものです。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解のうえ、傘下の会員事業者に対する周知徹底方をお願い申し上げます。

なお、下記3.の通達一覧に掲げる改正後の関係通達全文については、全ト協ホームページに参考掲載いたします。

### 記

#### 1. 改正内容

一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態で事業用自動車を運転することを防止するために必要な医学的知見に基づく措置を講じなければならない。 (第17条第2項関係)

#### 2. 施行

平成29年1月16日(月)

#### 3. 通達一覧

(1) 「自動車運送事業(一般旅客自動車運送事業を除く。)の監査方針について

て」の一部改正について

- (2) 「貨物自動車運送事業法に基づく輸送の安全確保命令の発動基準について」の一部改正について
- (3) 「荷主への勧告について」の一部改正について
- (4) 「「荷主への勧告について」の細部取扱いについて」の一部改正について
- (5) 「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について
- (6) 「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」の一部改正について
- (7) 「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について

〈参考：全日本トラック協会ホームページ〉

「道路運送法及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係通達の改正について」

[http://www.jta.or.jp/kotsuanzen/anzen/tsutatsu\\_kaisei201701.html](http://www.jta.or.jp/kotsuanzen/anzen/tsutatsu_kaisei201701.html)

以上

道路運送法及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十八年十二月十六日

内閣総理大臣 安倍晋三

**法律第百六号**  
(道路運送法及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律)

**第一条** 道路運送法(昭和二十六年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態で事業用自動車を運転することを防止するために必要な医学的知見に基づく措置を講じなければならない。

第二十九条の二、第九十七条第二号及び第九十八条第十一号中「第二十七条第三項」を「第二十七号第四項」に改める。

**(貨物自動車運送事業法の一部改正)**

**第一条** 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態で事業用自動車を運転することを防止するために必要な医学的知見に基づく措置を講じなければならない。

第二十二条の二及び第二十三条中「第三項まで」を「第四項まで」に改める。

第三十五条第六項、第三十六条第二項及び第三十七条第三項中「第三項まで」を「第四項まで」に、「第十七条第四項」を「第十七条第五項」に改める。

第六十四条第一項中「第三項」を「第四項」に改める。

**(附則)**

1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

**(検討)**

2 政府は、一般貸切旅客自動車運送事業者(道路運送法第九条の二第一項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者をいう。以下この項において同じ。)の事業用自動車(同法第二条第八項に規定する事業用自動車をいう。)(以下この項において単に「事業用自動車」という。)による運送の申込みが事業用自動車を利用する旅客以外の者により行われる場合において不適切な運送契約が締結されること等により、事業用自動車の運行の安全が確保されず、多数の旅客に甚大な被害が生じるおそれがあること等に鑑み、一般貸切旅客自動車運送事業者の増加の状況、一般貸切旅客自動車運送事業者に係る法令の遵守の状況、事業用自動車の運行による事故の発生の状況その他の事情を勘案し、事業用自動車の運行の安全の確保を実効的に行うための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(タクシー業務適正化特別措置法の一部改正)

タクシー業務適正化特別措置法(昭和四十五年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二号中「第二十七条第二項」を「第二十七条第三項」に改める。

国土交通大臣 石井 啓一  
内閣総理大臣 安倍晋三

## 貨物自動車運送事業法第17条抜粋 新旧対照表

■下線部は改正部分

	新(改正)	旧(現行)
(輸送の安全)	(輸送の安全)	
第十七条 (略)	第十七条 一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の数、荷役その他の事業用自動車の運転に附帯する作業の状況等に応じて必要となる員数の運転者及びその他の従業員の確保、事業用自動車の運転者がその休憩又は睡眠のために利用することができる施設の整備、事業用自動車の運転者の適切な勤務時間及び乗務時間の設定その他事業用自動車の運転者の過労運転を防止するために必要な措置を講じなければならない。	
	<u>2 一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態で事業用自動車を運転することを防止するためには必要な医学的知見に基づく措置を講じなければならない。</u>	
3 (略)		
	<u>4 前二項に規定するもののほか、一般貨物自動車運送事業者は、輸送の安全を確保するため、国土交通省令で定める事項を遵守しなければならない。</u>	
5 (略)		
	<u>4 前二項に規定するもののほか、一般貨物自動車運送事業者は、輸送の安全を確保するため、国土交通省令で定める事項を遵守しなければならない。</u>	
	<u>5 事業用自動車の運転者及び運転の補助に従事する従業員は、運行の安全を確保するため、国土交通省令で定める事項を遵守しなければならぬ。</u>	